

株式の併合に関する事後開示書類

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2024 年 10 月 22 日

株式会社音通

2024年10月22日
株式会社音通
代表取締役 岡村 邦彦

株式の併合に関する事後開示事項

当社は、2024年10月1日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、2024年10月22日付で株式の併合を行いました。会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の6第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の10に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 株式の併合が効力を生じた日

2024年10月22日

2. 会社法第182条の3（株式の併合をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

当社株主から当社に対し、株式の併合が効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）までに会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第182条の4（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

当社は、2024年10月1日付で、株式の併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告しましたが、効力発生日の前日までに、会社法第182条の4の規定による株式買取請求は行われませんでした。

4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

4株

5. その他株式の併合に関する重要な事項

(1) 当社は、2024年9月3日付の取締役会決議により、2024年10月1日開催の当社臨時株主総会に当社の普通株式の併合に関する議案を付議することを決定し、当該臨時株主総会において当該株式の併合に関する議案について承認を得ました。

(2) 当社の株式は、2024年10月18日付で、株式会社東京証券取引所のスタンダード市場において上場廃止となりました。

以上